

はじめに

わたしたちは、様々な資源を利用して生産されたものを大量消費することにより便利で快適な生活を得ることができました。しかし一方では日常生活や事業活動により発生する廃棄物の量の増大とごみ質の多様化により大変な処理施設への負担や廃棄物処分場の逼迫、また資源の枯渇といった様々な問題が生じています。

こうしたことから、市民一人ひとりがライフスタイルや価値観を見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の3Rを推進していく資源循環型社会の構築を進めていく必要があります。ごみ減量やリサイクル推進は、持続可能な循環社会づくりの重要な課題であります。

本市では平成18年に自然との共生をめざした環境保全の基本ルールである「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」を施行し、平成20年にはこのきまりをわたしたちが実現していくためのてびきとなる「東近江市環境基本計画」を策定しました。また、平成19年に今後のまちの基本的なあり方を定めた「東近江市総合計画」の中では“人と環境にやさしいまちづくり”を計画実現のための大きな柱に定めています。環境にやさしい循環型社会を実現するため、市民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、様々な取り組みを進めています。

本書は、本市の家庭や事業所から発生するごみで市町村に処理責任のある一般廃棄物の処理の概要や現状をとりまとめたもので、市民をはじめとした多くの方々にご覧いただくとともに、基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

平成21年8月

東近江市生活環境部廃棄物対策課